

<目次>

2023 春闘スローガン…2

全国ユニオン春闘方針 6 つのポイント…3

全国ユニオン 春闘方針…4

1. 格差・不合理を改善しよう！

- (1)フリーシフト
- (2)休業手当の計算方法
- (3)フリーランス
- (4)濃厚接触者に対する休業保障
- (5)地域別・企業内最低賃金

2. 非正規の賃上げで均等待遇を実現しよう！…10

- (1)正規に定昇制度があり、非正規にはない！
- (2)正規にも非正規にも定昇がない！
- (3)職場に非正規しかいない！
- (4)賃金以外も含めて格差をチェックしよう！
- (5)職務非関連の格差を是正しよう！

3. 昨年に引続き 23 春闘でも取り組みを継続しよう！…11

- (1)ひとつでも多くの職場で、組合員が職場でひとりでも春闘に取り組もう！
- (2)労働契約法の無期転換権を行使させないための雇止めと闘おう！
- (3)雇用安定措置を確実に実施させて安定した雇用を実現しよう！
- (4)通期交通費支給に伴い時給ダウンする不利益変更の是正を求めよう！

4. 2023 春闘アピール…13

資料1:職場のハラスメントに関する労働協約(例)…14

資料2:人数企保により対応が異なる労働関係法令…16

2023 春闘スローガン

1. 物価上昇を上回る賃上げを獲得しよう！
2. スト権を確立して労働条件の向上を目指そう！
3. 賃金・労働条件の底上げに取り組むとともに雇用形態間などの格差是正を実現しよう！
4. 「職場のハラスメントに関する労働協約」を締結し、職場のハラスメントの撲滅しよう！
5. 長時間労働を是正し、ワークライフバランスを確立しよう！
6. 労働法制や平和憲法の改悪を許さない取り組みを進めよう！
7. どこでも誰でも時給 1500 円以上を実現しよう！

2023年 全国ユニオン春闘方針 6つのポイント

1. フリーランスやフリーランスを偽装した働かせ方について法制度を含めた改善を求める
2. 労働契約法の無期転換権、労働者派遣法の雇用安定措置を活用して安定した雇用を目指す
3. 規模間、雇用形態間、男女間、無期転換後にも残存する格差などあらゆる格差を是正し、均等待遇を実現する
4. 36協定を上限時間よりも短い時間で協定するとともに、高度プロフェッショナル制度を職場で導入させない取り組みを進める
5. 通常国会への提出が予想される企画業務型裁量労働制の拡大反対に向けた運動を強化する
6. 賃上げ要求基準5%程度の獲得を目指す



全国ユニオン春闘方針

■はじめに

(1)物価上昇を上回る賃上げを獲得しよう！

今年9月の全国の消費者物価指数は去年より3.0%上昇した。消費税増税の影響を除くと3%台になるのは約31年ぶりである。とくに原油価格高騰の影響が著しく都市ガス代金が25.5%、電気代が21.5%上昇、また輸送費の高騰や急速な円安などの影響で、食用油や食パンなど生鮮食品を除く食料が4.6%上昇した。まさに、コロナ禍にロシアによるウクライナへの軍事侵攻、円高が追い打ちをかけている。

しかも、いわゆる先進国の中で、物価変動を加味した実質賃金について1997年を100としてみると、スウェーデンが138.4、オーストラリア131.8などと100を上回っているが、日本は89.7と100を下回っており、長期間に渡り賃金が上昇していないだけでなく、減少しているとも指摘されている。

地域別最低賃金は全国平均で31円と過去最高の上昇となったが、大幅な物価上昇に追い付いていないとはいえ、とりわけ最低賃金に近い賃金で働いている多くの非正規の生活は厳しさを増している。

正規・非正規が手を携えて23春闘を闘い、物価上昇を上回る賃上げを獲得して安心できる生活を実現しよう。

(2)引き続き雇用の安定に取り組もう！

2018年4月1日より改正労働契約法に基づく無期転換権を行使できるようになった。また、同年10月1日より改正労働者派遣法に基づく雇用安定措置も施行されている。しかし、労働契約法と労働者派遣法の改正法のいずれも実際に働いている有期契約労働者の多くはその内容を知らない。昨年に引き続き、周知に力を入れるとともに、改正法の趣旨を生かし、無期転換権の活用と格差是正に取り組み、ひとりでも多くの有期契約労働者の雇用安定を実現しよう。

(3)労働時間の破壊を許さない取り組みを進めよう！

「働き方改革」の美名のもと、定額働かせ放題ともいわれた高度プロフェッショナル制度を含む労働基準法の改正案が成立し、2019年4月1日から施行された。高度プロフェッショナル制度が、実際に職場で導入されれば、際限のない長時間労働が合法化され、過労死が自己責任とされることは十分に考えられる。また、通常国会では裁量労働制を拡大するための法改悪が行われることが予想される。高度プロフェッショナル制度を職場に導入させないための取り組みと同時に、裁量労働制の拡大反対の運動に取り組み、8時間働けば生活できる労働条件を実現しよう。

■基本的考え方

(1)格差是正に取り組もう！

中小零細や非正規で働く組合員の多くは、生活の改善を実感できていない。多くの大手企業を中心に2014年以降、ベアが実施されているが、依然として規

模間、雇用形態間、男女間などさまざまな格差が存在する。賃金の格差に加え、福利厚生などにも目を向けて是正を求めていく。

とりわけ雇用形態による格差や労働契約法の5年ルールによる、労働契約の無期化後にも継続する格差については、社会的に訴えつつ全力で取り組みを進めていく。

また、各組織で企業内最低賃金についても検討し、取り組みを進めていくことで底上げを図り、格差是正を実現していく。

(2) 賃上げは5%程度の要求を掲げよう！

前述したようにいわゆる「先進国」といわれる国々の中で、日本のみが30年にわたって実質的な賃金上昇を実現できていないといわれている。もはや景気対策としても賃上げが不可欠であることは自明である。もちろん、各職場で議論を尽くし、実態を踏まえて要求づくりを進めることが不可欠であるが、23春闘の方針として賃金の引き上げ幅は、過年度の消費者物価上昇分や企業収益の適正な分配の観点、経済の好循環を実現していく社会的役割と責任を踏まえ、5%程度(定期昇給相当分2%+ベア相当分3%)の要求を掲げ獲得をめざし、取り組みを進めていく。

(3) 労働組合にとって社会的な運動としての春闘に取り組もう！

全国ユニオンは、いわば足元である個別の労働条件だけでなく、生活を脅かす労働法制の改悪阻止、格差・貧困・差別の解消、ハラスメント禁止、脱原発、反戦・平和などについても訴えていく。

■具体的な要求項目

(1) 賃上げについて

① 賃上げ率・額

すべての労働者の生活改善のために率にして5% (定期昇給相当分2%+ベースアップ3%) 程度、額にして1万3275円程度 (以下②の到達目標26万5500円の5%) の賃上げを目指す。

② 最低到達目標

自立して生きられ、かつ、健康で文化的な生活を維持できる時間給「誰でもどこでも時給1500円以上」(年間の総労働時間を2000時間とし年収では1500円×2000時間=300万円以上) を目指す。

その上で月額最低到達目標は26万5500円に設定した。

※1カ月(31日)の法定労働時間の上限は177時間(1カ月(31日)÷1週間(7日)×40時間)。求めている最低時給1500円に177時間をかけて算出した。

③ 格差是正

正規・非正規の賃金について、基本給・手当・一時金・退職金などの格差について職場実態を把握し、合理性のない格差の是正を求める。とりわけ、判例やガイドラインで明確にされている職務非関連手当については早急に是正を求める。また、定昇を含む賃上げ原資をどう反映させるか、各ユニオ

ンで職場ごとの実態に応じたきめ細かい議論を進め春闘要求に反映させる。
(2) 評価制度による賃金決定

昨今では、人事評価のみで賃上げが決まる企業も増えている。賃上げ交渉の余地がないと考えがちだが、賃金表があれば賃金表の書き換え(ベースアップ)は要求できる。また、そもそも制度導入の目的が人件費抑制であれば、長期的にみて賃金の引き下げや低賃金の固定化が予想されるだけに、制度の廃止・撤廃も視野に入れて交渉を進める必要がある。その際、不当に低位な評価をさせないためにも評価の基準・過程・結果について公開させる。

(3) 正規・非正規の格差是正、底上げ

有期・パート法を活用し、賃金だけでなく一時金、退職金や福利厚生などあらゆる格差を是正させる。とりわけ、職務非関連手当についての格差は、厚生労働省通達に「特段の理由がない限り合理的とは認められない」とある。各ユニオンで職場の通勤手当、食堂の利用、慶弔休暇などを点検し、正規・非正規の格差を是正させる。また、無期転換後の労働条件について格差が生じている場合は、是正を求めていく。

また、地域別最低賃金は2022年に各地で30円以上引き上げられたものの、まだ将来の生活を見通せる水準には至っていない。格差是正と底上げを進めるため地域別最低賃金の引き上げを求めるとともに、各ユニオンの職場で企業内最低賃金についても要求の検討を進める。

(4) ワークルールの取り組み

① 労働協約の全般的なチェックや見直しを行う。

② 昨年よりも短い時間での36協定の締結を目指すとともに、長時間、過重労働を合法化する高度プロフェッショナル制度の職場内での導入を阻止する。

(5) ハラスメント協定の締結

安全かつ安心して働くことができる権利を確認し、上司・同僚以外の顧客などからのハラスメントにも対応するためには、ハラスメント行為そのものを禁止する法規制が必要だ。

引き続き実効性のある法律の制定を求めるとともにすべてのハラスメント行為を禁止する労働協約の締結にも取り組もう(資料として協定例を掲載)。

(6) 外国人労働者の仲間づくり

全国ユニオンは、国籍にかかわらず日本で働く者を仲間として迎え入れてきた。22春闘では、引き続き外国人労働者を仲間とする取り組みを進めていく。

(7) 職場における男女平等の実現

男女平等社会実現に向け、今春闘でも連合の第4次男女平等参画推進計画で確認された3つの目標(①働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現と女性の活躍促進、②仕事と生活の調和、③多様な仲間の結集と労働運動の活性化)の達成に向けて取り組みを進めていく。

また、マタハラが起きない環境整備を進め、産前・産後休業及び両立支援(育児・介護休業法など)について、とりわけ非正規労働者が取得できるように取り組む。

(8)長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現

- ①労働時間規制（特別条項付の協定を認めないなどの労働時間適正化点検）の取り組みや、業務終了と次の業務の開始まで一定の間隔を確保するインターバル規制など過重労働対策を進める。
- ②8時間働けば生活できる賃金水準の確保を求める。
- ③時間外手当の適正な支払いを求める。
- ④在宅勤務での労働時間管理の徹底を求め、労働時間が長時間化しないよう取り組む。
- ⑤年次有給休暇取得率向上に向けて取り組む。

(9)コロナ渦で特に疲弊した医療介護の職場においては、賃金を含めた労働条件の引上げに加えて、未組織職場の組織化にも取り組む。

(10)各地に広がっている農業労働者についても労働条件の向上を目指し組織化の対象として取り組みを進める。

(11)行政交渉の実施

春闘時期に、実情に合わせて地域ごとに指導の促進、予算決定などを含めた行政交渉を実施する。

■社会的労働運動としての23春闘の取り組み

(1)新型コロナウイルスが浮き彫りにした格差・不合理について国・政府自治体に対して対応を求めていく。

①フリーシフト

休業手当の不支給を違法として指導できないフリーシフトの撲滅を目指す。

②休業手当の計算方法

「平均賃金の6割」とすることで、実際の支給の4～5割に留まる不合理な休業手当の計算方法の改善を求める。

③フリーランス

フリーランスに対するセーフティー・ネットの拡大を求める。

④濃厚接触者に対する賃金保障

濃厚接触者に対する休業手当の支給に取り組む。

(2)法改正による企画業務型裁量労働制の拡大阻止に向けた運動に取り組む。

(3)解雇の金銭解決制度を許さない運動に取り組む。

(4)雇用によらない働き方の拡大阻止に取り組む。

(5)どこでもだれでも最低賃金1500円以上の実現を目指す。

(6)地域ネットワークを構築し、リビングウェイジ（生活保障賃金条例）の制定に取り組む。

(7)春闘の取り組みを通じて、各ユニオンで性的指向・性自認、国籍、障がいの有無、年齢などを越えた多様な仲間づくりに取り組む。

(8)春闘アクション&厚労省交渉を行う。

(9)春闘と連携し、各ユニオンの争議支援に取り組む。

(10)社会的な運動とし、改憲阻止の運動に取り組む。また、平和な社会を維持・

形成していくための反戦、脱原発に取り組む。

■闘いの進め方

- (1)各ユニオンは2月13日までに春闘要求提出等の取り組みを全国ユニオンに報告する。
 - (2)各ユニオンは3月の第1週までに要求提出を目指す。
 - (3)36協定締結の拒否やストライキ権を行使して要求の実現をはかる。
 - (4)社会的労働運動と位置づけられた課題で、①地域宣伝や集会、②労働局や厚生労働省などへの要請・交渉などを行う。
 - (5)相談員養成講座「草莽塾」を開催する。
 - (6)全国ユニオンとして連携した春闘申し入れや組合員による従業員代表選への立候補など「行動する春闘」の展開で各職場から社会的なうねりをつくる。
- 2020年6月からハラスメント防止に関する法律が施行されている（中小企業は2022年4月から）。しかし、法律の内容は指針を含めて十分なものではない。安全かつ安心して働くことができる権利を確認し、上司・同僚以外の顧客などからのハラスメントにも対応するためには、ハラスメント行為そのものを禁止する法規制が必要だ。
- 引き続き実効性のある法律の制定を求めるとともにすべてのハラスメント行為を禁止する労働協約の締結にも取り組もう。

■当面の主な春闘日程

- (1)全国ユニオン
 - 2022年12月3日（土）全国ユニオン 23春闘セミナー
 - 2023年2月17日（金）全国ユニオン 春闘集会
- (2)連合
 - 2023年2月6日（月）春季生活闘争闘争開始宣言 2.6中央総決起集会
 - 3月7日（火）春季生活闘争政策・制度要求実現 3.7中央集会
 - 4月5日（水）2023春季生活闘争共闘推進集会

アマゾン配達員を始めとした未組織労働者の組織化を進めよう！

2022年6月に横須賀、9月に長崎でアマゾン配達員の組合を結成した。配達員は個人事業主として契約を結び、事故やガソリン代などの経費も配達員が負担している。しかし、配達員の働いている実態をみれば労働契約であることは明らかだ。現在、全国のアマゾン配達員から少しでも状況を改善するため組合をつくりたいという相談が寄せられており、さらに組合結成の準備が進んでいる。23春闘では、アマゾン配達員に加えて業務委託契約を偽装する労働契約で働いている労働者、外国人労働者、非正規などを始めとする未組織労働者などの組織化にも目を向けながら取り組みを進めていこう。

1. 格差・不合理を改善しよう！

今年の地域別最低賃金は全国で 30 円以上あがった。しかし、依然として正規・非正規の格差、さらに「委託」などとされて働いている人の「報酬」と「賃金」の格差は埋められていない。近年まれにみる物価上昇は、とりわけ低所得者層の生活を圧迫している。格差・不合理を是正することで大幅な賃上げを実現していこう。

(1) フリーランス

コロナ禍ではフリーランスであるということで、多くの社会保障の対象から除外された。昨今では、アプリなどを介したギグワークも広がっている。また、雇用でありながら請負などを偽装する事例もある。自己責任として片づける風潮を打破し、働き方を問わず、働く者が等しく社会的な保護の対象とすべく求めていく。

(2) フリーシフト

現行の労働基準法では、使用者に対する休業手当の支給義務は、就労を予定していたが、就労をさせることができなかつた日に対して支給するとされている。このため、就業日・就業時間を決めずに定期的に就労を継続する「フリーシフト」は休業手当が支給されなくても、労働基準監督署は指導ができないことがコロナ渦によって明らかになった。こうした、不合理な法制度の変更を含めて取り組みを進めていく。

(3) 休業手当の計算方法

休業手当の基礎となる「平均賃金」の計算は、直近 3 カ月に支給された賃金の合計を暦日数で除して算出した 1 日分の額の 6 割を、就労を予定していた日に対して支給することが労働基準法で定められている。しかし、法律どおりの計算方法では実質的な金額は、通常の賃金の 4~5 割になってしまう。これでは、特に低賃金化が進んでいる非正規労働者などは生活できない。もちろん、上回ることは問題はないため、各職場で 100%の支給を求めて取り組みを進めるとともに、この不合理な計算方法についても改善を求めていく。

(4) 濃厚接触者に対する休業保障

感染者ではなく、濃厚接触者の場合、休業しても会社の責に帰すべき理由にならないため、休業手当の支給が法的に求められない。労使での交渉の中で獲得していく取り組みを進めるとともに、法的及び公的な支給についても求めていく。

(5) 地域別・企業内最低賃金

各地ごとに適用される地域別最低賃金に加え、企業内で働くすべての人を対象とする「企業内最低賃金」の要求を検討しよう。実現できれば、事実上アップした地域別最低賃金の上乗せとなり、底上げ・格差是正につながる。ユニオンの交渉力の見せどころでもある。各組織・各職場で積極的に検討を進め、要求に反映していこう。

2. 非正規の賃上げで均等待遇を実現しよう！

正規労働者にのみ定昇とベースアップが実施されると、同じ職場で働く正規労働者と非正規労働者の格差が広がってしまうことにもなりかねない。均等待遇の実現は全国ユニオン設立から取り組んできた課題である。均等待遇に一步でも近づくための取り組みを進めよう。

正規と非正規の割合などによっても、取り組みが変わることもあり得る。以下をヒントに各職場で議論して春闘の要求づくりに反映させてください。

(1) 正規に定昇制度があり、非正規にはない！

正規労働者には定昇制度があっても、非正規労働者には定期昇給制度がないことが一般的になってしまっている。雇用形態に関わらず、同じ割合での定期昇給の確保が求められる。

当面の対応としては、ベースアップの原資を非正規の賃上げに充当することを検討しよう。定期昇給の原資しか確保できない場合は、定期昇給の原資配分を正規と非正規でどう配分するかを組合内、そして会社と議論していくことが求められる。

(2) 正規にも非正規にも定昇がない！

中小企業には定期昇給制度がないことも少なくない。この場合、確保できた全体の賃上げの原資をどう配分するかがポイントになる。

1年だけでは、正規と非正規の格差を是正することはできないだろう。しかし、できるだけ格差を是正する観点での配分を求めていこう。

(3) 職場に非正規しかいない！

最近では、職場内が非正規だけ、という職場も増えている。全国ユニオンの賃上げ要求基準は「すべての労働者の生活改善のために率にして5%（定期昇給相当分2%+ベースアップ3%）程度、額にして1万3275円程度」である。非正規だけの職場であれば「5%」の賃上げ要求を基本に検討を進めよう。しかし、例えば時給1200円の非正規労働者の5%は60円。月177時間働いても1万620円のアップにとどまる。スローガンで掲げる「どこでもだれでも1500円以上」を進めるとともに、企業内最低賃金についても検討しよう。

(4) 賃金以外も含めて格差をチェックしよう！

時給制であれば収入を安定させるため、月給制への移行を要求する、あるいは一時金（ボーナス）が出ていないのであれば、年1回でも支給するように要求するなども考えられる。また、正規労働者に支給されていて、非正規労働者に支給されていない手当がないかについてもチェックしよう。

また、福利厚生や育児・介護休業の利用などについても正規と非正規で不合理な格差がないかをチェックしよう。

(5) 職務非関連の格差を是正しよう！

通勤交通費などいわゆる職務非関連の格差の有無をチェックし、正規・非正規で支給に差がある場合は是正を求めよう。

3. 昨年に引続き 23 春闘でも取り組みを継続しよう！

無期転換権や派遣に対する就業制限（3年）を始め、歩みを止めることのできない取り組みも少なくない。22 春闘でも、格差是正を目指し、粘り強く取り組みを進めていく。

（１）ひとつでも多くの職場で、組合員が職場でひとりでも春闘に取り組もう！

全国ユニオンに加盟する中小零細企業の職場支部・分会の中には賃上げなど考えられないという企業も少なくない。しかし、春闘要求は賃上げに止まらない。休暇の増加、労働時間の短縮、休憩室・ロッカーの整備、ハラスメント窓口の設置・充実など、賃金以外の労働条件や労働環境の整備も春闘要求になる。また、正規・非正規で異なる取り扱いをしているのであれば、その是正を求める要求も必要である。非正規労働者の労働条件の向上に取り組む全国ユニオンの春闘は、まさに格差是正の実現に向けた歩みを進めるものである。

各ユニオン内、職場内で議論を重ね、ひとつでも多くの職場でたとえ職場に組合員が一人でも春闘交渉を実施していこう。

なお、賃上げの時期が4月以外という企業は、4月は賃金以外の項目を要求し、時期がきたら賃上げの要求を行うことなども検討しよう。

一時金についても、夏・冬で別々に要求を提出するだけでなく、春闘一括、夏冬一括、冬夏一括、など要求の提出・妥結の時期は様々だ。

いずれにしろ、各職場の実態に応じた要求の内容・提出時期を検討しよう。

（２）労働契約法の無期転換権を行使させないための雇止めと闘おう

2018年4月1日より有期契約で5年を超えて契約を更新した場合、改正労働契約法に基づく無期転換権を行使できるようになった。しかし、有期契約労働者の雇用の安定を目的にした法改正であるにもかかわらず、無期転換権を行使させないための雇止めが2018年4月以降多発している。

脱法的な雇止めを行使させず、一人でも安定した雇用を実現できるよう取り組みを進めよう。

（３）雇用安定措置を確実に実施させて安定した雇用を実現しよう

2018年10月1日から、改正労働者派遣法に基づく有期契約の派遣労働者の同一派遣先業務での上限（3年）を迎え、派遣元は雇用安定化措置を講ずることになった。しかし、形式的に雇用安定化措置を実施して、あるいはまったく実施せずに派遣労働者を雇止めにする事例が後を絶たない。

就業3年を迎える派遣労働者に対する雇用安定措置の確実に実施して安定した雇用を実現するとともに、違法な派遣に対しては派遣先の雇用責任を求める取り組みを実施していく。

（４）引き続き派遣労働者に対する通勤交通費支給を求めよう

期間を定めて働いている派遣労働者には、多くの場合、通勤交通費は支給されていない。厚生労働省のパフレットなどでも特段の事情がない場合、派遣

労働者に通勤交通費を支給しないことは旧労働契約法 20 条に違反すると示されたが放置されたままだ。

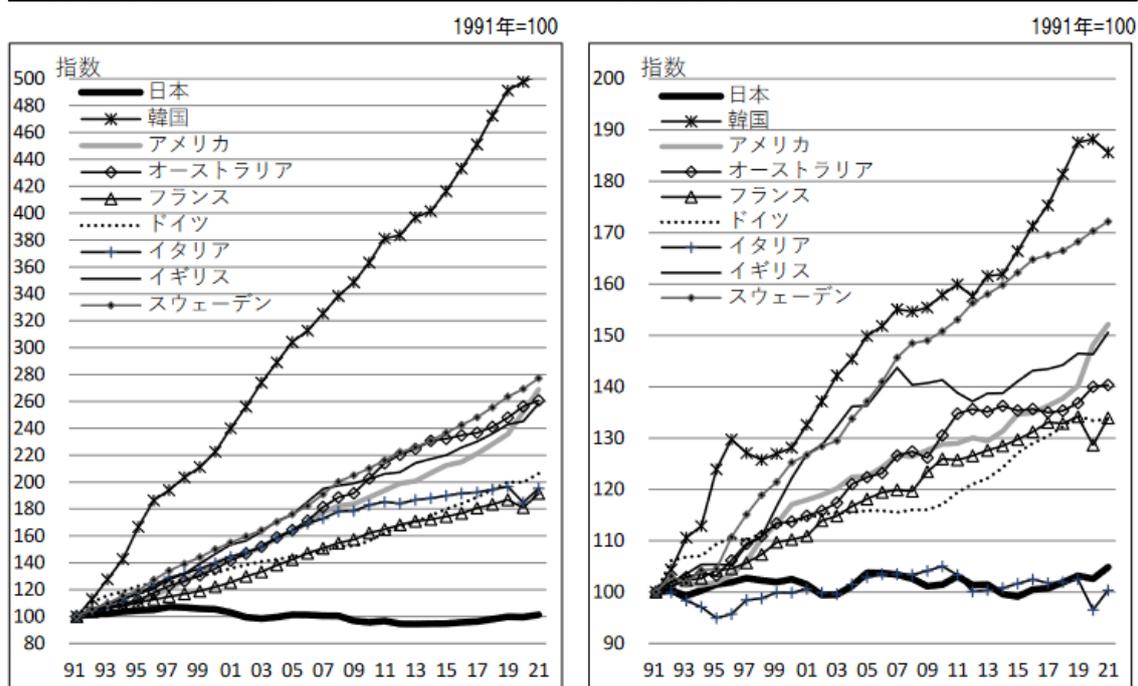
また通勤交通費として、明確に別途支給されていれば非課税となるが、そうでない場合は課税されてしまう。このため、通勤交通費が支給されている正社員の通勤交通費は非課税なのに、支給されていない派遣労働者は課税されてしまうという不合理な状況に陥っている。

ただでさえ、賃金を始めとした労働条件に格差があるのに、国・政府はそれを助長するような現状を放置し続けている。

こうした現状を改善するため、NPO派遣労働ネットワーク（理事長・中野麻美弁護士）とも連携した取り組みを進めていく。



各国の名目賃金（左）と実質賃金（右）の推移



◆2023 春闘アピール◆

日本を始め各国で経済活動を再開させたとはいえ、依然としてコロナ禍であり、世界規模で見ればパンデミックは継続している。23 春闘はコロナ禍で 3 年目、さらに侵略戦争の影響を受けた 1 年目の春闘といえるだろう。

これまで述べてきたように、近年稀にみるほど急激な物価上昇と円高が進行し、私たち一人ひとりの生活を圧迫している。こうした状況で消費が落ち込めば、まさに経済は悪循環に陥る。経済を好転させるためには消費を促すことができる賃上げの実現は不可欠である。その意味でも 23 春闘は、社会的にも大きな役割を担っていることになる。

もちろん、私たち全国ユニオンが組織する会社は、経営状況が良好でないことも少なくない。中には、企業の存続自体が危ぶまれるケースもある。しかし、経営が厳しいのであれば、なおさら労使による真摯な話し合いは不可欠である。臆することなく積極的に春闘で話し合いを進めていこう。

また、全国ユニオンは例年春闘時に、足元の労働条件に留まらず、反戦・平和の運動の取り組みにも力を注いでいる。「プーチンの戦争」といわれる、ウクライナへの侵略によって、第 3 次世界大戦や核戦争が目の前に迫っているといわれる。また、中国で習近平体制が 3 期目を迎えることによって「台湾有事」も懸念されている。ロシア、中国と国境を接し、多数の米軍基地がある日本にとって、戦争は決して対岸の火事ではない。

日本は平和憲法の下で戦後 70 年以上、表面上は平和を維持してきた。今を生きる私たちは、この平和をさらに確かなものにして、次世代に手渡す責任がある。平和なくして労働運動なし——これは、現在のウクライナをみれば、明らかである。家も職場も軍事行動で破壊された街に、労働条件の向上などあり得ないのだ。

しかし「戦争」は、現在日本中に広がっている「貧困」と高い親和性を持っている。私たちが 2 年連続で取り組んだ「年越しコロナ被害相談村」に生活が破壊された多くの人たちが訪れた。その相談者には、直前まで非正規で働いていた人も少なくなかった。私たちが取り組む各職場の春闘で、均等待遇の実現などによって労働条件を改善し、貧困を改善させることは平和な社会の実現につながっている。将来を見込める安定した雇用を、決して特別なものにしてはいけないのだ。

春には統一地方選が控えている。排他的な思想を持つ旧統一教会との癒着を断ち切ることができずに四苦八苦しながら、軍事費の増強を目論む岸田政権の足元を揺るがす絶好の機会だ。各地で私たちの声を地域で代弁する候補者を送りだしていこう。

パンデミックが継続し、戦争の拡大が懸念され、物価上昇、円高と不安が尽きない中での 23 春闘だからこそ、今まで以上に職場で地域で働く者の力を見せつける運動を展開していこう。労働運動の底力を社会に見せつけていこう。

職場のハラスメントに関する労働協約（例）

（目的）

第 1 条 本協約は、職場におけるあらゆるハラスメントを禁止及び防止するために会社及び従業員等が遵守すべき事項及び職場のハラスメントに関する事項について定める。

（定義）

第 2 条 職場のハラスメントとは、以下各号のひとつに以上に該当する行為をいう。法律上に定義のあるものについては、原則として当該法律によるものとする。

- （1） 従業員等に対して精神的・身体的苦痛を与えるすべての行為
- （2） 性別・国籍・性的指向・性自認・年齢・出身・宗教・思想など業務を遂行する上で関係のないことにより格差・差別を生じさせる行為及び揶揄する行為
- （3） 職場のハラスメント行為を目撃すること
- （4） その他、職場環境を悪化させるすべての行為

2 前項の「職場」とは、従業員等が業務を遂行するすべての場所をいい、また就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

3 本規定における「従業員等」とは、雇用形態を問わず会社が使用するすべての者に加え、請負の従業員、出入りの業者、顧客等を含む職務上接するすべての者を対象とし、第 1 項各号に該当する職場のハラスメントに遭遇する可能性のあるすべての者を含むものとする。

（禁止行為）

第 3 条 すべての従業員等及び取締役は、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、第 2 条第 1 項各号に定める職場のハラスメントに該当する行為をしてはならない。

2 従業員等及び取締役は、他の従業員等が職場のハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

（懲戒）

第 4 条 職場のハラスメントに該当する事実が認められた場合は被害者の人権に配慮し、必要に応じて行為者に対して異動及び就業規則第△章第△～○条に基づき懲戒処分を行う。

（相談及び苦情への対応）

第 5 条 職場のハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は本社及び各事業場の人事担当者（以下「相談窓口担当者」）に加え、〇〇ユニオンの担当者とする。会社は相談窓口担当者を変更した都度、社内及び〇〇ユニオン

に周知する。

- 2 会社は、ハラスメント相談に対応するためのマニュアルを作成するとともに、相談窓口担当者に対し1年に1回必要な研修を実施する。
- 3 従業員等は職場のハラスメントに関する相談及び苦情を窓口担当者及び〇〇ユニオンに申し出ることができる。
- 4 相談窓口担当者及び〇〇ユニオンは、上記3項の申し出があった場合、被害者の要望に応じて関係者に聴取を行うなどの事実確認を行う。聴取を求められた従業員等は、原則として正当な理由なくこれを拒むことはできないものとする。
- 5 4項の聴取結果については、本社においては人事部長へ、各事業場においては所属長へ報告し、就業環境を改善するために必要な措置を講じるため、〇〇ユニオンと結果について分析し協議する。
- 6 相談及び苦情への対応にあたっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに相談をしたこと、または事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行わない。
- 7 何人も職場のハラスメントに関する苦情・相談等に関して知り得た情報をみだりに第三者に漏洩してはならない。

(予防及び再発防止の義務)

第6条 管理者及び相談担当者は、部課内で職場のハラスメントが行われないよう管理・教育を徹底する義務を負う。

- 2 相談担当者は、職場のハラスメントに関する苦情・相談の処理の他、職場のハラスメント防止のため周知・啓発、調査、パンフレットの作成・配布などを行う。
- 3 人事部長は、職場のハラスメントの事案が生じた場合は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。
- 4 前各項の実施に当たって、会社は〇〇ユニオンと協力してこれを行う。

年 月 日

(会社) 〇〇県〇〇市・・・・・・・・・・

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

(組合) 〇〇県〇〇市・・・・・・・・・・

〇〇ユニオン 執行委員長 〇〇〇〇 ㊟

以 上

資料 2

人数規模により対応が異なる労働関係法令

法令	条文	概要	人数規模	業種等の条件
労働基準法	第 40 条	労働時間及び休憩の特例 (週 44 時間制)	常時 10 人未満の労働者を使用するもの	物品の販売の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客業 ※労基則第 25 条の 2 第 1 項 なお、休憩については、労基則第 32 条に規定有り
	第 89 条	就業規則の作成・届出義務	常時 10 人以上の事業場	
	第 37 条・附則第 138 条	1 ヶ月につき 60 時間を超える時間外労働部分の割増率 50%の適用猶予措置 (2023 年 3 月 31 日まで)	常時 300 人以下の事業主 (事業によって例外有り)	①資本金の額または出資の総額が 3 億円以下である事業主 ※小売業またはサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円以下、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円以下である事業主 ②常時使用する労働者の数が 300 人以下である事業主 ※小売業を主たる事業とする事業主については労働者の数が 50 人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については労働者の数が 100 人以下である事業主
労働安全衛生法		安全管理者・衛生管理者の選任義務	雇用形態の如何を問わず、常態として 50 人以上の事業場	
		産業医の選任義務		
		安全衛生委員会の設置義務		
		ストレスチェックの実施義務		
障害者雇用促進法		法定雇用率 (2.3%) 以上の障害者を雇用する義務	常時 43.5 人以上の事業主	除外率制度あり

法令	概要	人数規模	業種等の条件
女性活躍推進法	<p>下記①～④の義務</p> <p>①女性の活躍に関する状況把握、課題分析</p> <p>②原則として、2つの区分ごとに1項目以上（計2項目以上）を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定、社内周知、公表</p> <p>③行動計画を策定した旨の労働局への届出</p> <p>④2つの区分から、それぞれ1項目以上を選択して、2項目以上情報公表</p>	常時301人以上の事業主	<p>常時300人以下の事業主には左記</p> <p>（②・④ともに1項目以上）についての努力義務が課されている</p> <p>※2022年4月1日より101人以上に義務の対象拡大</p> <p>左記の「2つの区分」とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 ・職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
次世代育成支援対策推進法	仕事と子育ての両立に関する計画期間、目標、目標を達成するための対策の内容と実施時期を定めた行動計画の策定と、策定した旨の労働局への届出、一般への公表、労働者への周知の義務	常時101人以上の事業主	常時100人以下の事業主には左記についての努力義務が課されている
労働施策総合推進法	パワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置（防止措置）義務	右記以外の事業主	<p>中小事業主（小売業50人以下、サービス業100人以下、卸売業100人以下、その他の業種300人以下等）には左記についての努力義務が課されている</p> <p>※2022年4月1日より義務の対象拡大</p>
社会保険の適用拡大	短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大	<p>常時501人以上の事業所。</p> <p>500人以下の事業所は労働者合意により適用</p> <p>※2022年10月より101人以上、</p>	<p>以下の条件を満たす短時間労働者への適用拡大</p> <p>①週20時間以上の所定労働時間</p> <p>②月額賃金8.8万円以上</p> <p>③雇用期間の見込みが1年以上</p> <p>※2022年10月より2か月以上に引き下げ</p> <p>④学生でないこと</p>

		2024年10 月より51 人以上に 適用拡大 (国・地方公 共団体に属 する事業所 は人数規模 に関係なく 適用)	
--	--	---	--